

1 議事日程(第3号)

(令和3年第3回久山町議会6月定例会)

令和3年6月4日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

追加日程第1 佐伯議員の発言に対し謝罪と、・・・という言葉の削除を求める動議

追加日程第2 佐伯議員に対する懲罰動議

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山 野 久 生	2番	清 永 義 弘
3番	有 田 行 彦	4番	佐 伯 勝 宣
5番	松 本 世 頭	6番	本 田 光
7番	阿 部 哲	8番	只 松 秀 喜
9番	久 芳 正 司	10番	阿 部 文 俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番	本 田 光	7番	阿 部 哲
----	-------	----	-------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	佐 伯 久 雄
教 育 長	安 部 正 俊	総 務 課 長	久 芳 浩 二
町民生活課長	佐々木 信 一	教 育 課 長	江 上 智 恵
産業振興課長	久 芳 義 則	税 務 課 長	川 上 克 彦
経営デザイン課長	中 原 三 千 代	福 祉 課 長	稲 永 み き
都市整備課長	井 上 英 貴	健 康 課 長	大 嶋 昌 広
上下水道課長	横 山 正 利		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	小 森 政 彦	議会事務局書記	篠 原 正 継
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許します。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、マスクを外させていただきます。

私は、学校・社会教育等施設や学校が直面している今後の課題とか、あるいは新型コロナウイルス対策やワクチン接種について、この2項目についてお尋ね申し上げます。

学校・社会教育等施設や学校が直面している今後の課題について、質問の相手として町長、教育長にお願いいたします。

まず最初に、町長にお尋ね申し上げます。

学校施設について、全国的に少子化と言われているが、久原小学校は児童数が増え、あと1、2年で国の35人学級制度などで教室が足りなくなると3月の久山町学校教育実践報告会でお聞きいたしました。

そこで、行政の対応と教育支援策をお尋ね申し上げます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） この①から④番の案件につきましては、まず教育施策の関係になりますので、まず教育長のほうから概要等も含めて回答させていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） マスクを外させていただきます。

それでは、お答えいたします。

久原小学校、山田小学校の児童数は、両校とも若干増加しております。ご指摘の久原小学校については、今年入学した1年生は普通学級の児童が68名でありますので、あと3名増えると1クラス増えるということになり、教室が足りなくなります。さらに、久原小学校は特別支援学級も増えてきておりますので、昨年までコンピューター室だった所を今年

は特別支援学級の教室として運営をしているところです。

今後も特別支援学級の増加、普通学級の不足が想定されますので、久原小学校においては新たに普通学級を2教室新設する方向で検討をしているところです。9月補正で設計費を計上して、来年度より工事着工できるように準備を進めていこうと考えているところです。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確認の意味で、教育長、申し訳ございません。9月に何かおっしゃってました、設計。もう一度、その辺でお願いします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今現時点での予定として、9月の議会に設計費の補正を計上させていただいて、来年度、工事に着工しまして、翌々年には学級ができるように準備を進めていこうかなというふうに考えているところです。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 教育長、ありがとうございました。

それでは、教育長、2回目の質問をさせていただきますが、先ほど特別支援学級のことをおっしゃってました。実は、久山町学校教育実践報告会でも話があっておりましたが、特別支援学級のことも含めて、町内の学校の今後の課題についてお尋ねしたいんですが、実は支援を要する児童や不登校児童が増加傾向にあると。また、認知能力の育成を目指す学校教育実践報告会でお聞きいたしました。町としての取り組み、教育支援策はどう考えてあるか。いわゆる支援を要する児童や不登校児童に対する町の取り組み等を聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今有田議員がご指摘されましたように、特別に支援を要する児童は確実に増えてきております。久原小学校だけではなく、山田小学校も増加傾向にあって、学級増の実態があります。教育としての対応としては、まず教職員の確保というのがあります。これは、県の方に要望しながら、学級増に応じた教員の配置をお願いしていくわけですけれども、今申されたように、児童・生徒が増加している背景には、厳しい状況の子供たち、家庭環境も含めてかなり増えてきたなという実感はあります。それに伴って、不登校児童・生徒も増加しております。

まず、不登校児童・生徒の増加に対しては、ご報告もしたかと思いますが、今年度より久山中学校で、まず適応指導教室という位置づけで教育支援ルームを設置して、先生を1

人配置して専属に不登校に関わる、そういう体制を今つくり始めたところです。それから、厳しい環境にある子供たち、家庭環境も含めてですね、それについてはスクールソーシャルワーカーを町で雇用しているところがありますので、その方に家庭に入っていて家庭の実態を把握していただき、また福祉と連携をしながらきめ細かい対応をしているところです。なかなか成果としては出てこないところではありますが、よりそういう福祉との連携を強めながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 分かりました。

将来、久山を背負って立つ子供たちでございます。また、今学校現場では先生方も大変苦勞されておるとお思いますので、ぜひ行政の教育支援は必要だろうとお思いますので、その点をよろしく頑張ってくださいと思います。

それで次に、教育長にお尋ねしたいのは、長年の懸案である久山中学校の完全給食の問題についてですね。

保護者の方を中心とした町民の署名運動で議会に請願が提出され、可決したが、完全給食はその後、ランチサービスに移行してしまった。現在も完全給食希望の声はある。現在弁当給食の希望者は何名か。また、町民の署名、請願の重みをどう考えられるか、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

中学校のランチサービスについては、令和元年9月に始まった際には38食という申し込みでございました。そこで、しっかり広報に努めなければいけないと、啓発に努めなければいけないというところから、広報ひさやまにアピールという形で、その良さを掲載させていただいたり、また入学説明会などで詳細に説明させていただきながら、現在は88食となり、喫食率としては約30%近くまで伸びている状況です。広報に力を入れたということで、ランチサービスの良さとしては、食物の栄養価が高いこと、町からの補助金もあり安価であること、価格の割には量も多くて味もよいことなどを生徒や保護者の方に少しずつ理解いただいているのではないかなとお思っているところです。

町民の署名、懇願の重みをどう考えるかということについてですけれども、町民の願いを大切にしているからこそ、教育委員会としましては町長から諮問を受けて調査し、検討を重ねてまいりました。さまざまな状況を総合的に判断しまして、選択制のランチサービスの導入に踏み切ったということでございます。教育委員会としては、署名、懇願の思いを重く受け止めて事業化したというふうに考えております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

この件につきまして、教育部門の方がご説明をさせていただきましたが、行政として完全給食に対する署名、懇願の思いをとということについて、私なりの考えを述べさせていただきますと思います。

まず、署名、懇願ということで、いつの時代も町民の皆さんの発意による行動というのは、とても大切に重要なものだと思います。その力によって、先ほど教育長が言いましたように、中学校のランチサービスの導入に至ったというふうに私も理解しています。

私は、平成26年時に署名活動に関わってきた皆さんと同世代であり、今もこの問題に関わる生徒がいる家庭でもあります。私も完全給食が提供できれば、それが望ましいという考えであります。しかし、私は今回選挙の公約には掲げておりません。それは、なぜかといえば、現在の財政状況、そして長期的な視点、少子・高齢化に伴う扶助費、そういうものの増加などさまざまな問題を考えた場合、中学校のランチサービスを活用しながら、今は学校施設、そして何より子供たちが社会に出て幸せに暮らしていける教育、ソフトに力を入れていくことが久山町としては大事じゃないかというふうに考えたからです。このことは、当時の署名活動の代表者の方々にもご説明しました。そして、私の選挙中も子育て世代の皆さんからご質問を多くいただきましたので、こちらについては回答をさせていただいております。この考えについては、今も変わっておりません。この署名活動をされておられた皆さんの中には、こういうご説明の中で、大事なのは完全給食がどういうふうな経緯でランチサービスに変わったのかということについて知りたかったというような意見が多く聞かれました。この辺については、行政、私たちも今後の反省点ではないかと思っております。

もし、時期が来て、今度町民の皆さまからまた発意が起こり、完全給食のお話があるかもしれません。そのときには、弁当をお家で作られておられる方、完全給食を望まれる方、ランチサービスで十分っていう方、それぞれおられると思います。その方々たちが完全給食の場合に負担する給食費や子供さんが卒業された、そういったときに今後給食費の一部を皆さんの税として負担していただくということも踏まえた上で、皆さんにご議論いただくということが大切かなと、次のステップでは思っています。今を生きる私たちが次の世代にいかに負担を残さず、よりよいものをつくっていくか、そういう議論をしていくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、私、教育長の後に町長にお尋ねしたかったんですね。

それで、私のところに完全給食はどうなったとというてこられる方が言われるには、町長も中学生の父兄であると。だから、こういうことについては、大いに関心を持っていただいているだろうということで尋ねてくれということだったんですね。これは、忘れさせたらいかんと。そしたら、今町長のお話を聞きますと、完全給食についても望みは持っているという回答だったと思います。私は、その人にそういうふうに説明します。

それでは、これはぜひとも私としては完全給食、私も請願、紹介議員の一人でございますので、ぜひ父兄の希望のあるようにしていただきたいというのが私の考えであります。

そこで、教育長、2番目に弁当給食について、私にとってみりゃあ残念だなと思うのが30%だと、それで88人だと。今全生徒数と先生方は、大体何名ぐらいおいでになるんでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 令和3年度の数でよろしいでしょうか。

（3番有田行彦君「はい」と呼ぶ）

生徒数は、全校309人でございます。教諭は、36人でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も弁当給食に変わったことについて、ある意味では期待は持ってたんですよ。ところが、えらい希望者が少ないというのが私の素直な考え方ですね。それで、まだまだ努力をして、弁当給食を続けると言われるなら努力すべきであろうと。あるいは、もうここで完全給食に切り替えるということになれば、私も私なりに協力してまいりたいと思っております。その点をひとつもう一度考えていただくような材料になればありがたいと思います。それから、弁当給食の弁当代の集金っていったらおかしいですが、これはどういう形でされているのか。あるいは、弁当代の未納者がいるかと。この点、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

弁当代の集金方法は、毎月校納金という形で徴収をさせていただいているんですが、その校納金の中にランチサービスを希望する方は、追加して入れていただいて納入していただいています。だから、毎月ランチサービスの分は学校事務の職員と給食事務の職員がいますので、その2人で集金作業をやっているということになります。未納者についてですけども、確認しましたところゼロです、未納者はありません。ただ、1、2名程度、月を

またがって翌月に支払うということで、少し遅れる子はいますが、確実に納入されているという報告を受けてます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） すいません。補足をさせていただきたいんですが、マスクを外させていただきます。

今未納者の件につきまして、教育長のほうからご説明がありました。

まず、その前の行政として、ランチサービスの件の普及率ってということについて、私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。まず、ランチサービスを導入ということで、実際弁当を持参させているという保護者の方も、そちらがいいという方も当然おられます。どうしてもランチサービスに頼らざるを得ないという保護者の方も当然おられると思います。中学校のランチサービスを導入することによって、そういうバリエーションというか、選択肢が増えたというふうに理解しています。行政として、これを全部ランチサービスにしていくというのは、住民の方のそれぞれのニーズにそぐわない面も当然出てくるところもあると思います。いかにやっていくかということ考えたときに、今のランチサービスを知っていただいて、そこに少しでも暮らしを楽にするために使っていただくということに対しての努力は、しっかりやっていくというのが私たち行政と教育委員会と取り組むことだと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長、ありがとうございます。

実は、ちょっとしつこいようですけど、生徒と先生を合わせると345、6人ぐらいになるわけですね。恐らくこの345、6人の方が全て弁当をということで、弁当格納庫を3,800万円かけてつくつとるわけですね。88人だったら格納庫はそんなに要らなかったんじゃないかという、これは私の勝手な考え方ですが、そういうこともありますんで、ぜひひとつ頑張って、弁当給食をされた意義があるようにやっていただきたい。それと、完全給食のときもそうでしょうけど、そういう集金を学校の先生がされてるのかなと思ったんですよ。それでなくてさえ学校の先生はいろいろと、今さっきおっしゃった不登校の問題やら支援学級の児童の問題やらいろいろ重ねてある。その中で、給食費の集金とかをされてるのかなと、この点を心配しとったもんですからお聞きしました。

次に3番目に、教育長にお尋ねしたいんですが、これは認可保育所と幼稚園との関係もあるわけですがけれども、町内で新しくできる認可保育所を含め、認可保育所は2カ所になると。幼児教育・保育の無償化がけやきの森幼稚園に与える影響と、けやきの森幼稚園の

定員と現状の経営、園児の数や保育部門の現状はどうなっておりますか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今年度のけやきの森幼稚園の園児の数は、5月1日現在ですが年少児39人、年中児50人、年長児49人の計138人であります。昨年度に比べて27人の減少となっております。定員は200名です。幼稚園は、保育園と違って3歳児以上の3カ年にわたって幼児に就学前教育を行うことを目的として設置されたものでございます。けやきの森幼稚園では、幼児の自立に向けた基礎を育成することを目標に取り組んでいるところです。

また、本町では今年度、町の教育目標というのがございまして、自分を高め、人とよりよく関わる子供の育成を目指して、けやきの森幼稚園、久原、山田両小学校、そして久山中学校、この共通の理念にのっとり教育をしているところです。この幼・小・中の連携した取り組みが久山の教育の大きな特色ではないかなというふうに考えています。保護者の就労支援として、先ほど言われました認可保育園が増えまして、2カ所になることで子育て環境は充実してくるかなというふうに考えます。幼稚園は、役割が違いますので、幼稚園はこれまで同様に教育機能の充実に努めて、保護者の期待に応えられるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、認可保育所杜の郷のときに、待機児童が出てるという話が出てましたから、今度下山田に新しく認可保育所ができれば、これはありがたいなと思っております。

その後、幼稚園の幼児教育や保育関係が無償になったということで、恐らく私は今の若い保護者の方は女性の社会進出とかありましようけど、家族形態の問題とか、あるいは幼児教育、保育施設の多様化やら、住宅ローンあたりに払っていかないかんという、そういう宿命に今若い保護者の方はあるんじゃないかと。そういう方が、保育所に安心して預けて働きに行きたいという希望者が、非常に多いんじゃないかなと思うんですね。それで、できたら認可保育所が新しくできましたから、待機児童というのがないように取り組んでいただきたい。そのことによって、けやきの森幼稚園に与える影響が大きいかも分かりませんが、今申し上げましたこと、若い保護者の方は、いろんな意味でまだまだ頑張っているんじゃないかなというような宿命も持っておりますので、その点をひとつよろしく吟味していただきたいと思います。

次に、これは町長にお尋ねいたします。

首羅山遺跡の整備事業計画とガイダンス施設の用地確保についてお尋ねいたします。こ

の山の歴史を知りたいという地元住民の声がきっかけで、平成27年に首羅山遺跡の事業計画が始まり、平成27年から33年までを第1期整備期に位置づけ、今年ですね、ガイドンス施設整備を行う計画。また首羅山ツキイチ登山会や遺跡見学会の開催でこれまでに約1万3,000人が参加されていると。駐車場やトイレ、展示室、休憩所等を建築するための用地確保について、どう考えてありますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） すいません。マスクを外させていただきます。

首羅山遺跡の整備事業につきまして、令和元年度に登山道を整備し、令和2年度より令和4年まで3年間の計画で案内板、サインを山の中に設置をいたしております、山中です。令和2年3月に登山道をオープンして以来、既に先ほど言った1万3,000人から1万4,000人の登山者が訪れる山となっております。私も数回登山会とかに参加させてもらってますが、多くの方でにぎわっております。ただ、コロナ関係、今なかなか実行はできないと思いますが、それが収まったときにはさらにニーズが高まるのかなとは思っております。今度、そういうことも踏まえて、今後本谷地区、西谷地区などの遺跡のある場所の公開や中腹の展望地の整備、ガイドンス施設などの計画が残っている部分について整備や活用を行っていきたいと考えております。ガイドンス施設の用地確保についてのお問い合わせですが、基本設計にありますように、現在駐車場にしている場所に隣接した白山神社側の田んぼ1枚、約1,600㎡、こちらの方を予定しており、今後計画的に町で確保をしてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今町長のお答えを聞いて、ある意味で安心しました。

実は、以前、私が財産区の会長をしよる頃、その当時、町の財政の具合で久原財産区が当時の町長から先に先行取得しとってくれんかと言われたことがあるんです。それで、財産区は買い上げ、そしてその後、町に買い上げていただいたと、こういうふうなこともありますので、これは久原財産区あたりが非常に理解があると思うんですよ。それで、町長、このところは遠慮なく財産区の方々とも相談をされて、1,600㎡のみならず、白山池のそばぐらいまでは買っとったほうがよかろうと思うんですよね。というのは、以前、今町長もちらっと言われましたが、町が今駐車場として持っているところ、あれがあそこに古屋があったんですよね。あのときもちょうど町が購入しようというときに、もう第三者の方が買ってあったんですよね、あの土地、古屋を。そこで、これはその当時の町長にこれはちょっと大変なことが起きとるですよと、あれは第三者の方が購入されてますよっ

て。あそこへ登山者の駐車場予定やらされておったわけで、そういうことはもうできんよ
うになりますよと申しあげました。そしたら、上久原地域の方も白山神社の駐車場として
確保しておきたかったと、こうおっしゃったわけです。それで、私はその第三者の方を知
ったから、上久原の当時の区長さん、あるいは町長を連れて、ひとつ何とか町のあれ
に協力してくださいというふうをお願いしたんです。というのは、何を言いたいかとい
うと、タイミングがずれると、今度は町がそこを買うときは高い買い物になるわけですよ
ね。久原財産区で私は首羅山エリア内の山林を久原財産区が買ったときに、財産区は町に
色をつけて売ったかと、そういうことは何ともありません。財産区が買ったお金で町が買
ったという形ですから、ぜひそういうふうな甘えという言葉じゃないでしょうけど、財産区
にご理解いただけんかというような話もされていいんじゃないかなと思うんですが、その
点はどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今のお話についてです。

まず、久原財産区の皆さまに日頃から町のそういう管理についていろいろなご尽力をい
ただいていると思います。本当に感謝を申し上げております。

ただ、用地の取得の件につきましては、久芳前町長がそういうお話をされたということ
というのは、私にとっては前町長のお考えだったのかもしれませんが。ただ、財産区の代表
であるのは私、久山町長であるということは皆さんご理解いただいていると思います。本
来、町の事業である場合、町が直接取得するっていうことが前提条件になっていきます。
そういうことを考えて、今財政上、コロナ禍の中、学校の大規模改修、いろいろな問題が
あって、昨日もご説明をさせていただきましたが、優先順位というのはあると思います。
ただ、町として直接地権者の方から用地を買うという方向で私は考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長のそのお気持ちはよく分かりますけれども、かつてそういうこ
もあったということだけは頭へ置いとってください、それじゃあ。

実は、首羅山遺跡は、国の遺跡として位置づけられております。また、子供たちも、特
に小学生あたりにとっては、この首羅山遺跡は誇りと思っていると思います。また、地元
ではイノシシ鍋を作って接待したり、あるいはまた町民の有志の方がこのガイダンス施設
の絵を描いたりされてますですね。こういうことが無にならないように、ひとつ町も一緒
になって歩調を合わせていただいて、行政としても、町民に夢を与えるというのも行政の
役目であろうと思います。ただ枠にはまったような考えばかりじゃなくて、そういうこ

とであれば、そういう方法もあるならば、そういう方法でやっていこうと。そうすると、町民の方も、今言いましたように、特に地元の方はそういう登山会とか遺跡見学会とかいうときには、シシ鍋などを作って接待されてるんですね。これは、何も地元の方が1杯幾らですばいと、そんな何ももらってらっしゃらない。それで、ご存じのとおり、久原小学校の生徒たちも首羅山遺跡を誇りに思って、いろいろなイベントあたりをやってらっしゃいます。子供たちが大きくなったときは、久山の誇りと言えるような、そういうふうな遺跡を残すというのも今の行政の役目やなかろうかと思えます。ちょっとしつこくなりましたけども、これで学校関係の問題は終わりました、次に新型コロナウイルス関係についてお尋ねします。

新型コロナウイルス対策やワクチン接種については、昨日、同僚議員の同様な質問がありました。重複した部分をご了解いただきたいと思います。質問の相手として、町長、課長にお願いいたします。

それでは、町長にお尋ねします。

新型コロナウイルスの変異株が発生し、歯止めがかからない状況で、町内には今のところクラスター、集団感染は発生していない。私が久山中学校2年生のとき、久山町内、久山中学校を中心に赤痢が発生し、久山中学校の教室等を隔離施設として使っていた。町内の医療機関には入院設備がない。医療提供体制や隔離宿泊療養施設にどう対応するか、どう考えるか、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それでは、私の方からご回答させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の対応については、粕屋保健福祉事務所が窓口となって、現在感染者や濃厚接触者の方に対する対応は行っております。従いまして、町が医療体制の確保や隔離宿泊施設を提供するってことの立場ではないというのはご理解いただきたいと思います。仮に、町内で集団感染が発生した場合は、必要に応じて粕屋保健所と連絡を取り合って、そういう方々の対応をするということに今努めている段階です。昨日もお話はさせていただきましたが、自宅療養という方は、今のところ報告は上がってません。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確かに粕屋保健所とのうんぬんがあるとは思いますが、実は私にとって身近な町民の方が福岡市天神のホテルで宿泊療養をされていたと。これを聞いて私もびっくりしまして、それで私自身も5月20日に第1回のワクチン接種を受けたんですね。その後、どうも鼻水は出るわ、咳せきはとかいう形で町内の病院に診察に行きました。そうする

と、その町内の病院は待合室で待たんどってくださいと。それで、どういうところで待ったかという、病院の隔離診察室のようなところで待って、そこでコロナウイルス迅速抗原検査を受けまして、15分ぐらい待ってくださいって言われたから待っておりました。自分なりに考えたら、陽性になったらどうであろうかと。ここの病院は、入院施設はないわと。そうかといって、天神とかいうことになれば、家族が今度は不便さを感じるやろうと。というのは、身近な町民の方が言われるには、家族の方も言われてたんですが、今着てる下着とかは持って帰らんでもいいけど、下着とか日用品とかを持ってきてくれよと言うとですよって、こう家族が言われたと。天神までですからね。その人方が高齢者じゃなければすっと行けるんでしょうけれど、自分で車を運転できないから、そういう方もおいでになりました。そうすると、家族の方も便利がよくなるんじゃないかと。ただ、面会はできないでしょうけどですね。

そういう意味からして、できたら隔離宿泊療養施設として、これは県の、あるいは保健所の了解は必要でしょうけど、久山町民にとっては便利になろうと思います。隔離宿泊療養施設としてC&Cセンターや旧夢家ゆめかに協力をお願いすることはできないかと。それができない場合は、町が宿泊療養施設を町内に設けるといことはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 有田議員さんが言われるように、そういう町民の方の心配、ご不安というのはよく分かります。ただ、まずそういうことに対して宿泊地を用意していくとか療養施設を用意するというのは、市町村の権限ではないということをもまずご理解いただきたいと思います。保健所の方からそういうふうに要望等があった場合であれば、そういう話にはなるかもしれません。久山町自体は、当然そういう他町に比べれば、幸い感染者数というのも少ない状況です。今すぐそういうことが必要な状況かということではないと思います。今の中で、現状からしますと、そういうふうなことで、ある程度福岡県の方が国から指示を受けて動くということになってますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そういった場合も、指示を受けるにしても、町のほうから県に申し上げるということも必要じゃないかという気がいたします。というのは、やはり町民の方は何かあったら町に、何かあったら町に、何かあったら県にじゃないですよ。だから、そういう声もあるということだけは、ひとつ町長は認識しとってください。

次に、ワクチン接種は先に医療従事者、その後から高齢者、基礎疾患を有する方などの

順に進めていくとの計画であります。ワクチン接種の接種券配布状況やワクチン接種の5月末の接種数と6月以降の見込み件数、また接種する人員体制等の取り組み、進捗状況はいかがでしょうか。これは、担当課長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 健康課長。

○健康課長（大嶋昌広君） お答えします。

先日の本田議員の一般質問の回答と重複いたしますが、接種券の配布につきましては65歳から74歳までの高齢者に、接種日時と接種会場を示した通知書と接種券を送付しております。5月末現在で、1,092回のワクチン接種を行っております。今後の接種予定は、7月末までに高齢者の優先接種として約4,000回の接種を計画しております。接種に関する人員確保としましては、町内三つの診療所と九州大学久山町研究室の先生方にご協力いただいております。個別接種、集団接種とも順調にワクチン接種が行われており、今のところ接種体制は確保されているという状況です。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 課長、ご苦労さまでございました。

次に、町長にお尋ねします。基本は、全町民のワクチン確保をし、接種すべきだと思っておりますが、ワクチン接種での副反応や健康被害が生ずるのではないかと町民の不安に対してどういうふうに対応されるか。それと、ワクチン接種をそのことによって希望しないという方も出てくるんじゃないかという気がするんですよ。それで、こういう方に対してどういうふうにして説得していくか、ここら辺はどういうふうを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、ワクチン接種への副反応ということで、経過措置というのは、その間待っていただいている間には医師と共に体制を確保しています。その後、何かあった場合につきまして、健康課長のほうからご説明を差し上げたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 健康課長。

○健康課長（大嶋昌広君） 実際、今接種を続けてきてます。その中で、じんましんや副反応が出た方が何名かおられました。そういった方々に対しましては、例えば熱が出た方については、カロナールという解熱剤を服用してくださいとか、また突発的に症状が出た場合については、救急搬送で篠栗病院であるとか、青洲会病院とかいうところの2次救急の対応していただけるよう、協議を進めておりますので、そういったところに搬送するような体制を取って対応させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今後、二つ目のワクチンを打たれない方の対応というかということですが、実際高齢者の皆さんにはご理解をいただいて、約8割以上の接種希望というのがあってるんですが、これから先、64歳から以下の方につきましては、どういうふうな形になっていくかというのは見えないところがあります。一番今心配しているところは、こういう方がワクチンを1回目は打ったけど、2回目は打たないというような状況も想定されると。高齢者の方でも1回目にちょっとそういう反応が出られた方は、2回目を辞退されるという状況も出てきておりますので、その辺も踏まえた対策をしっかりとやっていかなきゃいけないということで今協議をしています。

もう一つは、ワクチン接種に対する今後のスケジュール、そして国から来る情報というのをいかにきめ細かく皆さんにお伝えしていくかということが大事になってくるかなと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 担当課長、ご苦労さまでございますが、もう一点お尋ねしたいと思います。

町内の医療機関や九州大学久山町研究室と連携して接種の実施体制の構築を行うと、これは先ほどもおっしゃってました。町内各医療機関でのワクチン接種業務や体制構築スケジュールには問題ないかと。また、1回目にファイザー社、久山はファイザー社製のワクチンを接種しておりますが、2回目も必ず同じワクチン接種を受けてくださいと。予防接種の説明書に明記されています。そこで、ワクチンの確保はできるかということですね。町は、ファイザー社製のワクチンを使用してる。しかし、国はファイザー社製とアメリカモデルナ社製、イギリスアストラゼネカ社製を追加使用の許可をしてる。トラブルがあっ

てはいけないと思いますが、その点、課長はどういうふうにご考えられているか。

○議長（阿部文俊君） 健康課長。

○健康課長（大嶋昌広君） お答えします。

現在、国から通知が来ておりますのは、ファイザー社製のワクチンのみの通知であります。大規模集団接種につきましては、モデルナ社とかいうもので、国、県の方でされてあるようですが、各市町におきますワクチン接種につきましては、今のところファイザー社のみで接種を続けていくというふうな形で、県の方からは指示が来ているという状況でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 課長、ありがとうございます。

次に、高齢者や基礎疾患を有する方で接種会場まで行けず、自宅や町外施設等で療養される方の対応、また15歳以下の子供の接種計画はどうなっておりますか、お尋ねします。

町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 町内の高齢施設や療養施設に入所されている方につきましては、ご本人やご家族の申し入れに応じて接種券を送付し、入所施設においてワクチン接種を行っております。自宅で療養されてある方については、町内開業医、または九州大学久山町研究室内の医師が訪問して接種する方向で現在調整いたしております。最初に国が示す手引きでは、16歳以上の国民に接種するという予定になっておりましたが、今後15歳以下の方に接種する計画についてはまだ確定しておりませんので、そこについては今後対応していこうかなとは思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 15歳以下の子供たちというふうなことですけれども、先日の新聞報道でもコロナウイルスに感染した場合、小学生、中学生、全クラス対象にPCR検査を行うと、感染した場合ですね。感染しないようにするのが本当だろうと思うんですが、感染した場合、PCR検査を行うと。何かちょっとその点はびんどこないですよ。その予算を今度の補正予算で組んであると。感染しないようにする方法も考えなくちゃならないと。感染しない前にPCR検査とか、先ほど言いましたように新型コロナウイルス迅速抗原検査とか、そういうのをやるべきじゃなかろうかという気がしますが、その点はどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、国のワクチン接種に対する方針っていうのが16歳までというふうになっているわけですよ。それを市町村の中で15歳以下の方に打っていくということ勝手に当然決めることはできないというのはご存じだと思います。その間、じゃあどうやって子供たちを、安心・安全を守っていくかってなったときに、濃厚接触者という人が該当した場合、そういう感染者が発生したと、クラスターになった場合に、そのときにいかに感染拡大を早急に広げるのを止めるかっていうことを考えた場合に、抗原検査よりも確実なPCR検査を導入するというのが今やれる最善の方策だと私は思って、今回実施要

綱を定めたという内容になってます。

今後、国の方がワクチン接種について年齢制限を下げてくるということは十分あり得ると思います。それについては、そういう対応については準備をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、国の対応によってやっていくということでしょうけども、その間、例えば子供たちに陽性者が出た場合、どういったケアを考えてあるのか、その点をお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 陽性者が出ないことが一番いいというのは、現状あるんですけど、もし出られた場合は、今も同じように保健所等の連絡指示に基づきながら、町民の皆さまからお問い合わせ、そしてこちらからもそういうふうに保健所とのつなぎ、いろんなことに対しては尽力していきたいと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 次に、4番目に、各種検査等が広がらない中、感染症がまん延している。そこで、全町民対象に広範なPCR検査などの実施を考えたらどうか。保健所体制だけではコロナ抗原検査キットなど、全数検査には無理がある。町と九州大学久山町研究室などの協力を得ながら取り組んだらどうでしょうか。町長、お願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、町全体にPCR検査をっていうことでお話をいただいています。まずPCR検査を導入するということは、一時的には検査結果は分かりますが、またしばらくすると濃厚接触者、もしくはその方がどこかで感染するかは分かりませんので、検査というのは一時的になってしまいます。先ほども言いましたが、抗原検査というのは、あくまでPCR検査に比べると判定率が低いというのは現状分かっています。その場合、仮に全町でPCR検査をしたとしても、その対応に係る人数、場所、そういうのも考えると現実的には難しいと思います。今は、PCR検査ということよりもワクチン接種を最優先課題として取り組む、これが一番の切り札だと思ってますので、そちらに尽力していくというのが国の方針でもあると思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、20日に第1回ワクチン接種を打ってきました。そのときに、フ

ファイザー社製の説明書を見ました。それで、それには陰性や無症状のまま周囲に感染させている人は捕捉することができない。ワクチン接種だけで対策は十分にできるか疑問。ワクチン接種だけでは、現時点では感染予防効果は明らかになっていない。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があると、新型コロナウイルス予防接種についてファイザー社の説明書も明記されてるんですね。ワクチン接種だけでは駄目ですよというような意味だろうと思うんですね、これは後で見ただければ分かると思いますけれども。

そこで、既に九州大学では産学連携で福岡市早良区百道の、先ほど言われたイノベーションプラザの福岡市PCR検査センターでPCR検査を実施している。久山町でもC&Cセンターで九州大学の協力を得ながら取り組んではどうでしょうか。自治体と個人向け唾液PCR検査をやっていると。それで、場所もC&Cセンター、そしてPCR検査を九州大学がやっているということでございますので、幸い久山と九州大学は縁が深くございます。その点、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、九州大学の久山町研究室の先生方には、ワクチン接種に他自治体にならぬご協力、ご支援をいただいています。ワクチン接種自体も通常の研究、そして業務以外の分としてプラスアルファとしてご協力をいただいている段階で、PCR検査をここでやっていくということは体制的に難しいというのが現状だと思います。そして、まずワクチン接種をやって、そういうふうに行っている会場でPCR検査を同時にすると。感染を広げるようなことは当然できないというのが現実だと思いますので、その辺については難しいというか、できないんだと思います。

今後、そういうことを考えたときに、PCR検査というのはあくまでその時点です。ですから、これはあくまでその時点での感染確認になります。ワクチン接種については、未知の部分もあります。今その抗体について、横浜の大学の先生が抗体は1年間残るというのがやっと結果で出てきたということになって、ワクチン接種の効果というのが続くというのが今判明してきた段階だと思います。ただ、今のところ、そういうファイザー社のお話もありますが、新型コロナウイルス対策の切り札としてワクチン、これしか今のところないというのが国の考え方だと思いますので、私たちもそれをしっかりやっていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） いや。私もワクチン接種をすればもうかからないという気持ちがある

もんですから、ぜひ受けさせてくれということで受けましたけれども、肝心のワクチンを製造しているファイザー社が、先ほど言いましたように、新型コロナワクチン予防接種についての説明書の中に、現時点では感染予防効果は明らかになっていませんと、ワクチン接種。だから、適切な感染防止策をすべきであるというふうに書いてるんですね。これを読みまして、ちょっと愕然がくぜんとしました、正直言いました。これは、町が私に接種券を配られるときに一緒についてた書類です。これは、後で見いただければ分かると思います。そういった中で、九大が産学連携でしょうけど、今さっき言いましたように、百道のイノベーションプラザでの福岡市PCR検査センターでPCR検査をしてるということを私は聞きましたんで、ぜひ久山もC&Cセンターがありますので、そういうことも、町民がかからないという、いろんな方法を考える必要があると思います。それは、九大が、いや、いいですよということであれば、やってくれるんじゃないかという。何もアタックされてるかどうかは私も知りませんが、そういうことも踏まえてひとつ考えていただきたいと思います。

最後に、福岡県は5月12日から5月31日まで国の緊急事態宣言地域と位置づけられました。これが6月20日まで延長されました。実は、これ一般質問の締め切り後に6月20日までということになっておりますが、町としてはこの宣言に対してどういうふうに対応されているか、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 福岡県では5月1日に、今有田議員さんからお話があったように、まん延防止等重点措置を適用するよう国に対して申し入れたところですが、本県は、九州・山口地域に及ぼす影響が大きいということで、緊急事態宣言ということで5月12日から31日まで期間を指定されたところでした。それに伴い、5月28日に緊急事態措置についても、6月20日まで延長が決定されたということになっております。これまでも不要不急の外出自粛や3密の回避、飲食時の各種制約など基本的対処は行ってきました。さらに、徹底して対応による封じ込めを図ることとして考えております。

本町におきましては、4月21日に新型コロナウイルス感染症対策本部の会議を開催し、当初予定されていたまん延防止等重点措置の発令に備え、大型連休中の事務取扱等について協議を実施して、職員に対する感染防止の意識を引き締めたところであります。大型連休明けの5月10日、国の新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として、先ほど申しました福岡県が指定されましたので、感染防止対策の要請などホームページや防災無線、デジタル放送のdボタンなどにより各種情報を町民の皆さんに発信したところです。また、人流を抑えるということが大切になりますので、

各公共施設やコミュニティー施設の閉鎖要請と、施設において予定されていた各種事業について中止をお願いしたところです。新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、今議会におきましても地方創生臨時交付金を利用した各種事業を行うことで協議も行っております。このようなことを国の緊急事態宣言延長を踏まえて、視点を踏まえて実施したことになっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今後、町長をはじめ、担当課長、職員の皆さんには町民のために大変なコロナの時期を乗り切っていただくよう、また町民の不安を解消するように努力していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時40分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、マスクを外させていただきます。

私は、3項目質問をいたします。

2項目めの中学校給食導入についてですが、先ほどの質問された議員と重複する部分がございますし、①番から④番まで項目がございますが、教育長が答えてくださる分、先ほどの分を割愛した部分でまとめて一括で答えてもらって結構だと思っております。

では、順番でまず項目から、補助金目的外使用について、中学校給食導入について、3番、水害対策についてでございます。順番に参ります。

補助金目的外使用についてでございますが、また西村新町長になられてからいろいろ答えてもらってますが、まず担当者ということで、平成21年度の事務事業評価シート、これの地域住宅モデル普及推進事業、この項目には担当課、政策推進課、これは魅力づくり推進課になりまして、そして今経営デザイン課に統合されております。課長が佐伯久雄、そして担当責任者が西村勝というふうになっておりますが、改めてこれ質問いたします。

平成26年度、会計検査院より目的外使用と指摘された地域住宅モデル普及推進事業。終

始責任担当者は西村勝町長、補助金申請、建物転用のときの担当課長は佐伯久雄副町長と認識して間違いないでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） では、マスクを外させていただきます。

まず、補助金目的外使用ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

（4番佐伯勝宣君「簡潔でいいですよ」と呼ぶ）

まず、平成27年度から久芳前町長が佐伯議員にご質問をされているお答えになります。責任は自分にあると在任中に答えられています。そして、昨年10月の就任後、関係する回答も私もさせていただいております。町長の命により、当時の政策推進課の課長であった佐伯副町長を経由し、私が地域住宅モデル事業の交付申請の担当者とやったということは間違いありません。そして、平成26年度に急きょ会計検査が実施されたために、即座の対応が必要となり、魅力づくり推進課に異動しておりましたが、久芳前町長の命令で会計検査の対応を致したわけです。また、検査後、報告として、関係処分としては監督責任者として久芳前町長の名前によって減給処分ということが会計検査報告として国会にも上がっております。そのため、通常の行政の仕組みからしても、終始担当責任者ということの終始ということになりますと、久芳前町長でありますし、私はそういうふうと考えておりますし、佐伯副町長も同じであると思います。

これも前回もお話ししましたが、弁護士にも職員には責任がないことは確認済みですので、その辺を含めて報告させていただきます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） イエス、ノーレベルで、はいか、いいえかのレベルで答えてもらって結構だったんですけども、かなり修飾詞が、そして後から聞こうと思った件も先に答えられてる、ちょっと先走りのような気がいたします。

まず、今のように当初担当責任者というふうになっていた、久芳前町長は置いておいて。そして、まず最後、平成26年5月ですか、2日間にわたって会計検査を受けられたはずですけど、当初は当時の魅力づくり推進課長が検査を受けられたけど、詳細が答えられずに担当者と呼んでくれということで、西村、当時の職員が呼ばれた。そういうことで、その時点でいろいろな資料のやり取りもしている。その中で、目的外使用という指摘を受けたということは、これ終始担当者ということによろしいですよ。後の責任とかいう話は、私はしてませんし、ちゅうか、後からするのかもしれないけれども、なぜそう先走するのか。どうです、終始担当者ということでもいいんですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、先走るとかいう前に、お互いに考えていることを述べているので、そういうふうに戻していただければお答えはします。

ここに終始責任って書いてありますよね。私は、そう考えたのでそういう回答をさせていただいたということです。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 責任担当者って書いていますので、そういう西村町長、西村職員が責任者、そして佐伯久雄副町長が、当時は目的外使用のときはおられませんでしたが、補助金申請、建物転用時の担当課長ということで認識は、これは間違いないですね、私の。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） すいません。事務の交付申請と会計検査を担当したのは私です。目的外使用について、全部この事業についての責任というのは久芳前町長です。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） どうも話がかみ合っていないというよりも、次に行ってもいいんですけども、どうもそこら辺をはっきりさせたくないようですね。確かに書類上は、債権発生（帰属）通知書というのがあるんですけど、国交省の方、今国会の、わざわざ名前出しましたけど、これは論点ずらしのこれは一つの手で経緯を出すということがあるんですけど、そうじゃなくて、その事業の担当責任者ですよ。そして、担当課長。そういう認識で思っておりますけどそういうふうに戻っていいということで捉えていますよ。

（町長西村 勝君「はい議長」と呼ぶ）

まだ、まだ座っていないんだけど。

○議長（阿部文俊君） 町長、待ってください。

佐伯議員、いいですか。

町長。

○町長（西村 勝君） すいません。先走って手を挙げまして。

責任者ということに対しての責任ってということについて、どういう責任かを教えていただきたいんですけど。

（4番佐伯勝宣君「その前にいいですか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、余計なことを言わずに。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、責任者って書いてあるのは、今言いました事業評価シートに書いてあるんですよ、責任者西村勝って。それが根拠なんです。事務事業評価シート、担当課長が佐伯久雄というふうになってる。それが私が今言ってる根拠なんです。それでいいんですよ、もう一回。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 何度も言います。地域住宅モデル普及推進事業の交付申請書の担当者としては、私の名前が事務事業評価としては当然上がってきます。この事業の目的外使用までの一貫してる担当者ではないということです。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 次に行きましょう。でも、担当責任者ということになってるのは間違いないですからですね。これは、はっきりさせとかないかん。

（町長西村 勝君「議長」と呼ぶ）

いや、まだまだ、まだ。

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。いいですか。

町長。

○町長（西村 勝君） すいません。申し訳ないんですけど、今みたいに言われた後に責任者というのは間違いないと言われるので、責任者ではないということに対しては、もう一度否定させていただきます。

以上です。

（4番佐伯勝宣君「そうですか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） こういうふう書類にありますから、そういうふうな認識ではちょっと私は違うとは思いますが。

実際に、目的外使用というのは、ほかの自治体、補助金返還までいった場合は担当者がいろいろなことをやってる。首長が責任というか、あまり深く考えてもらったらあれなんですけど、責任がどうのこうのという話は出てないんですよ。担当者の責任というふうな言われ方をしてますので、そういった意味では、事業の担当者は西村勝職員、佐伯久雄副町長。当時は、目的外使用時はおられませんでしたが、補助金申請、転用時の担当課長はお二人ということで書類上書いてますので、それは間違いないですよ。

そして、結局は補助金目的外使用を指摘されて、いろいろな事務処理をしている段階で

も西村職員が国交省、そして会計検査院とやり取りをしてる、文書で残っているということは、責任担当者としてこれは認識するのが当然だと思いますけど、その点は認識してていいですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどからお話をしていますように、責任ということはどこが責任なのかということで、事務処理上の責任です、事務処理上の責任です。それをもって、そういうこの事業についての、もし佐伯議員が責任者ということに対する有無を言われるのであれば、前回もお話しさせてもらいましたが、ある程度、そういうところに出られて言われるしかしょうがないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これも後から言わなければいけないと思ったんですけど、そういうところに出る、いわゆる司法の場ですよ。とんでもないですよ。一般質問の場がそれをただす場なんです。議員に与えられた特権である、町民に選ばれた選民である議員の一般質問というのは、そういった権限が、特権があるんですよ。幅広くこれは執行部に対してただせる。もちろんいろんな問題、不祥事があった場合、違法とかがあった場合、正すのは議会、百条委員会なりやって、それは手続きが要りますよ。しかし、それは一般質問の当たり前のことなんです。そして、町長の口癖を使わせてもらいますが、その点をご理解いただきたいと思います。

どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 一般質問というのは、私の理解ですけど、町がよくなるための政策、そしてそういう政策についてのご意見等により改善をしていく、そういうことの場合だと思ってます。当然そういうお話と私が理解するのであれば、当然お答えしてますから、佐伯議員から情報発信についてということについてもしっかりやっていきますよとか、そういう回答はさせていただきます。

要するに、司法の場に出るどうこうという話という場じゃなく、これが佐伯議員のお話をしてあることが久芳前町長のときからお話はずっとされてあるわけです。これについて、私は佐伯議員が議員としてこの町の中にこの事業について今後どういうふうにかかしていくかということに対してのご質問ということであればいいんですけど、ずっと担当者の責任とか、そういうことを前回も言われてありました。そういうことを答える場ではないんじゃないかと思ってます。前回も答えました。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょっと違いますね。もちろん責任というのは、これ答えるのは大事ですが、私は説明責任と申し上げてます。その説明責任を、残念ながらいろいろ町長は話をされましたけど、残念ながらできてないんですよ。

②番を通り越して③番に関係があるんですけども、議会会議録、昨日になって出てきましたけど、なかなかあがってきませんので、私は事務局からもらったCDを起こして自分で作りました。そして、どこがあれ違うぞと、論点ずれてるなというふうな形で文選しました。全部町長の先の3月議会の答弁を自分で作りまして、項目、アンダーラインを引いて、マーカーも入れて、そこで自分で解説も作りました、全て一字一句。これ残念ながら突っ込みどころ満載なんですよ、論点ずらしのオンパレード。

まず、県と協議してモデル住宅を使用したとかいうのにしても、これは実はしていない。県と協議というよりも話はしたということです。そういうことで、いろいろずれている。そういった中で、責任の問題も全てそうなんです。言葉をうまく巧みに配置して、実際は違うんです。

まず、関連で言いましょう。行政責任、行政処理っていうかな。行政上の処理、これは終わってるというふうにおっしゃられた。それはそうです。1,984万円返しなさいと言われて、議会がそれを承認した形になって国交省に返還した。行政上の処理は終わっている。でも、終わっとるのはこれだけなんです。国交省へ補助金1,984万円返還を議会が承認し、返還処理と。そして、ひょっとしたら町長は久芳前町長の20%、当時の只松輝道副町長の10%、それぞれ1カ月分の減給処置、これも含めて行政処置は終わってるというふうに言うかもしれません。しかし、これは違うと思うんですが。それも含めての行政処理は終わってるけど、ほか、いろんなことが解明されてないんですよ。例えば道義的な責任、そして損害責任、それこそ西村町長が責任ということに反応される、過剰反応かもしれないけど、そういったことを言ってる。でも、私はあえてそれはいいと思うんです。いいっていうか、やらなきゃいけないけどちょっと後で、それこそぽんと投げて、まずやらないかんことというのはね。要は、あとは実態の説明責任、終わってないです、全く果たされてないです。担当課は、まず魅力づくり推進課やったやないですか。それが経営企画課が説明してる。そして、久芳前町長は事務手続きの過ち、町と会計検査院との見解の相違ということで言ってる。でも、実際これは、情報公開請求をあちこちでしましたら違っていたと。違法としての1,984万円返還の重みはと。なぜ過料で済まず補助金返還なのか。これは、大事なんです、過料で済まなかったんですよ。ほかの自治体は過料で済ん

でる。しかし、久山町は89%も補助金を返さなきゃいけなくなった、1,984万円。これは、重いんじゃないですか。そういったことを含めて、これは大した問題じゃないんですか。町民の税金から1,984万円返還したんじゃないと、再発防止策の構築はと。誰が、なぜ、どういう考え違いをして違法となり、補助金返還となったのか、そういった解明を。

そしてもう一つ、国交省との関係修復は。信用失墜のままではないかと。国交省は、町の大スポンサーです、関係修復は絶対のはず。それも含めて、まだ説明責任が果たされていないんですよ、久芳前町長も含めて。そういった意味の責任をずっと言っとったんです。だから、そういった意味で責任という言葉が過剰に、責任を取れというふうな何か言い回しも、司法の場というようなことも、何かそういうふうに回したいのかもしれませんが、回したいという言葉は取り消しますが、そういった意味かもしれませんが、ちょっとそれは違うと思いますよ。まず、事業の責任者は、担当者は西村勝職員であったと、そういった認識なんです。それも含めて、簡潔でいいですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 責任者の関係は、先ほど申しましたので、何も変わりません。

いろいろご質問をいただいて整理ができませんので、今質問にある(1)番から(4)番の関係について簡潔に説明させていただきます。②番目の質問ですかね。

まず、(1)番目についてですね。それについては、担当課が魅力づくり推進課ではなかったということについての説明がないということについてですが、これもずっとご説明は差し上げてますが、会計検査が行われたときの担当課は健康福祉課で、対応が難しいということで、私が担当したというのは今お話ししました。

補助金の返還については、企画費で建設した事業でしたので、企画費の予算をもって経営企画課補助金返還の予算の説明をしました。この流れで問題はないと思ってます。釈明の話を言われましたけど、実際、平成27年3月から詳しい経緯も含めて約101回、私も議会で2回答弁させていただいてまして、これ以上、なかなか内容について詳しい話をするってことは難しいということで、そういう最終的にどういうふうな判断になるのかなということで司法の話も出たと思います。

次に、(2)番目です。損害ということになりますけど、損害というのは、過料というのは会計検査院が判断することであって、過料というのはその状況によって違うと思います。確かに80%という話があるかもしれませんが、そこについては会計検査院の判断でそういうふうになったってことになってます。損害と言われますけど、実際建物は残って、子育て支援施設で使ってますので、どの辺が損害に該当するかっていうのは、なかなか現状としては難しいんじゃないかと思ってます。

(3) 番目ですね。(3) 番目について、不祥事の原因究明と再発防止策ということで、これも前議会でお話ししましたが、久芳前町長が職員に文書で周知されています。そして、現在こういう同じような事案は起こっておりません。

(4) 番目、国交省の信用回復ですね。これにつきましても、国交省に係る信用、信頼を損なわれたとは思っておりません。国交省に関連する補助金などについては、毎年度定期的にご支援をいただいております、平成26年度から令和元年度まで約6億7,600万円の支援を受けており、決算においても議会にもご説明いたしております。ということで、国交省との改善も必要ないと考えています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 後ろから言いますが、国交省については新規事業の申請とかはかなり難しくなってるはずですよ。しかも、これは残念ながら・・・行為というふうな捉え方もされてるはずですね、そこら辺は。

そして、過料の判断がこれは会計検査院だというのは、これは補助金返還になったということだけで、ただごとではないんですよ。それをさらっと流されるというのは、これはまた検証の材料になりますよね。

そして、1,984万円、行政上の処理が終わってるというふうに先ほど私は言いました。佐伯議員も、これは議会へも承認を得られてるというふうにおっしゃってるはずですよ。しかし、これ返さなかったらどうなったんですか。これは、返さなきゃいかんやっただでしょ。平成26年8月1日の時点で、町はもうこれを認めてるんですよ、目的外使用と。そして、1,984万円返還しますということを会計検査院、国交省に言ってる。しかし、議会に実質の報告があったのは、12月5日なんですよね、経営企画課。この期間何をしとったのかということがある。国交省といろいろ話をしよったという言い訳になるかもしれません。これは、このときやらなきゃいけないですよ。

ほかの自治体、例えば那珂川町なんかは、やってる。平成24年の補助金目的外使用の。そういった意味で、もしあのとき議会が1,984万円返還ならんと、その前に調査が必要だとか言ってたらどうなったのか。それは通用しなかったはず。どうしてもこれは、結局は議会は1,984万円返還を承認せざるを得なかったと思うんですよ。というのは、返還しなかったらもっと大きな重い罰が来てるはずですよ。それこそ国交省の補助金を削られるなり、あるいは訴えられるまでもいっとったかもしれない、刑事的な責任にもなっとったはず。だから、あそこは1,984万円、議会も詳しいこと、これが・・・行為だとは気づかなかったけれども、これは返還せざるを得なかったはずですよ。ですから、処理は処理で正しい

んです。1,984万円、議会が承認して返還したことは。しかし、返還したことが全て認められたというふうな捉え方を町当局がしとるのは、これは間違いなんですよ。

再発防止策も含め、そして国交省の関係はと、実質的な損害はと。誰が、なぜ、どういう意思形成過程でこういった不祥事が起こったのか、それも含めて検証と対策が必要なんですよ。

首をかしげておられますが。それと、今のは答弁をもし後からするのだったらいいですが、今はいいです。

そして、先ほど全部3月議会のときのを分析しましたと言いました。最後、言ってることが間違ってるんですよ、最後の方で……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、通告通りに進めてくださいよ。変な方に走らないようにしてくださいね。

○4番（佐伯勝宣君） まず、じゃあどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まずですね、議長にもお願いしたいと思います。町が・・・行為を行ったというような発言については訂正をお願いしたいと思います。そしてですね、私が80%過料を軽んじているっていうような表現もやめてほしいと思います。当然ここで佐伯議員にもずっとお話をしていますし、その辺については認識をしています。ちょっと質問事項のですね内容が多くて、ちょっとなかなか説明は難しいと思いますが、ある程度ですね、今の話からいくと、私としても今回この説明というのはほとんどしていますので、これ以上話すことがなかなか難しいし、町としても再発防止について努めておりますので、その辺についてはですねご理解をいただきたいと思います。そして国交省との改善につきましても、国交省からですね、新規こういう事業について、会計検査の分について、補助金についてのそういう佐伯議員が言われるようなことを言うこともありませんし、それは国交省が直接ほんとに言われたのであれば、こちら確認しなきゃいけないような事案だと思います。そして最終的に返還の話ですが、返還について久芳前町長が議会にかけて可決していただきました。当然、この起こったことに対してですね、そういう処理をするというのが、会計検査上やらなきゃいけないっていうのは、佐伯議員の言われるお話だと思います。ただですね、それに対して、反対するって言う権利も当然あります。議会に予算を上げたんですから。その際、訴訟というのは佐伯議員が言うように起こるかもしれません。そういうことはですね、現実に予算を議会にかけたということは、そういう判断を仰いだということには変わりはないと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に申し上げます。先ほどの・・・行為等の不本意な発言はやめるようにしてください。

（4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 実質という言葉をつけましたので、それは私は緩和されると思います。もちろん・・・行為って言ったら、これは。しかし・・・行為っていうと、・・・って言ったらこれももちろん私が悪いですね、悪いというか、ひょっとしたらというようなところありますが、実質・・・行為というふうになってますから。かっこ付けで。そこら辺をまたご理解いただけたらと思っております。

そしてどこまで言いましたっけね、国交省の件。これもまた、いわゆる宿題になるかと思いますが。そしてまたいろいろこれは違うことが。はい。そしてですね。拒否することもできたという議会は。しかし専門家に聞きましたら、私、2019年の6月3日に行政学の専門家に電話で聞いたんですよ。資料を前もって送って。1,984万円返したのは、ある意味正解でしたねと。返さないほうが、これ補助金今後減らされる額があるということで、これはこれで正解だったと。拒否する権限ももちろんありますよ。しかし、あの場合、やはり町も、これは、説明が不足しとる中、資料もない中で、やってきた。抜き打ちで。これはやはり、あれはあれで、あのタイミング。それはよかったのではないかなと。しかし検証はやっぱり必要だった。そういうことだと思います。何かありましたら、これはちょっと。ちょっと違うなと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） いろいろご意見いただきありがとうございます。まずですね、前回の議会でもお話ししましたが、佐伯議員にお願いしたいことがあります。議長にもですね。私たち、ここでですね、私も議員皆さまも、当然、町のためにですね、住民の意見を背負ってこの場で、町がよくなるために当然議論をされてるんだと思います。その中にはですね、同じように上か下かということは当然ないと私は理解しています。だからこういうお話もさせてもらってます。宿題っていうことはですね、相手に対して宿題っていうのはなかなか、ここの中で議論をしていく上では、あまり適切じゃない言葉じゃないかと思えます。佐伯議員が疑問に思われてることがあればですね、次も、質問していただくということを言っていただければいいと思いますので、そこはですね、私、議長にもお願いしたいと思っております。

次にですね、行政学の専門家のお名前って言ってますので、その専門家の名前の方がですね、実際どういう方なのかっていうのも、名前も分かりませんのでそれについて回答し

ようもございませんので、以上で報告終わります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

さっき、町長言われましたように宿題っちゅう言葉は自分に対する宿題なのか、行政に対する宿題なのかということも含めながらですね、あなたの反省の中での宿題ならいいけど、それを行政に宿題にしますという言葉はおかしいと思いますので、注意します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 12年前に私が当選したときに、当時の副議長からいろいろご指導を受けた、使わせてもらった言葉で、便利な言葉でありますんでですね。失礼かどうかはあれですが、気に障ったらごめんなさいです。便利な言葉です。いろんな解釈ができますし、またこれをやりますよと。ちょっと言い回しを変えてまたやりますけども、この点も悪意はないということだけご理解いただけます。敬意を持ってやってる。だから、ひょっとしたらまた使うかもしれません、そのときはご理解を。

今言われたのは、これじゃないですか。次に行きます。

③番、この問題への町長の答弁姿勢について。3月議会でのこの件の私の質問への答弁は御飯論法の類い、これですね。論点がずれた受け答えが多かった。論点を合わせ、問題を解明、究明する姿勢が必要ではないかということなんですが、実はこれは検証している中で、県と協議はしてないです、まず。協議をしたというのは、これは見ましたけども、まずこの中で全部は紹介しませんが、記者の勘違いだと。要は、西日本新聞の記者が書いたことで県がクレームをつけたということがあり、記事の訂正をとということで。そのことについて、西日本新聞の中で協議をしたということがあると。記者の勘違いということもある。それをちりばめて、ただ聞いている側からしたら、これは記者の勘違いであったんだと。そして、協議をしたんだというふうにとられると。反論する技術を使っておられます。それからして、この最後の方の町長の見解、この県の報告にもあるように、確認申請を出すためのその前にこの社会教育的施設で使う理由書というのは県にも出して、私も県の許可を受けて、県から国土交通省の許可を受けた後にしか出してません。私は、県にも行っています。これは紛れもない事実です。県がそれを文書としてないと言っても、県もその話はしてるということを今回ちゃんと言ってます。これが事実です。これに対して、私は当然それは事実だと判断しています。

もう一つは、実際に佐伯議員は職員に対する何を調査したいのか。職員に対して過失があるかということに対しては、基本的に弁護士等にも確認していますが、職員に対する過失はないということも見解を得ていますとありますが、まずこれ県は許可してないんです

よね。というのは、私は2015年9月11日に県に確認しました。町長がおっしゃったことと同じように、当時の担当者が今の担当者に確認してくれたんです。そのやり取りです。前の担当者がそういう社会教育施設の敷地内に建てるかどうかということを国に尋ねて、町に返したというのが流れだと思う。だから、要は社会教育的施設、レスポアール久山の敷地内に建てるのがどうかという問い合わせがあって、それを県が国に問い合わせ、それを返したんです。それを町長はモデル住宅の使用を県と協議して認められたと、前町長も言ってるんです、久芳前町長も。子育て支援施設に使うということで協議したわけではないという認識でいますと。県と協議というのはおかしいですよということでもらったと。それは、新聞社に対して言ってるんです。だから、そういった意味でクレームもつけてるんですよ。その話を、これ文書を見ましたら入れ違えてると。今言ったように、最後、まとめて県の許可も得てというのは、明らかな間違いなんですよ。これは、残念ですが検証材料になりますよ、この答弁は。その辺も含めて、まず町長、こういった形で当時の担当者にアプローチをされて、こういった見解を得たのか。それ詳しく資料はないんですかね。情報公開請求といたしますか、町長に対して情報公開請求しましても、メモは開示できませんでしたし。

そして、最後に付け加えて言わせていただきます。

弁護士等にも確認していますと言いました。しかし、それは刑事に関する弁護士でしょうか、それとも行政法に関するそういった弁護士ですか、それとも行政法に詳しいのでしょうか。違うと思います。税務法、あるいは登記法専門の弁護士じゃないですか。といいましたら、これはちょっと違うと思います。ほかの弁護士にも問わなきゃいけない。弁護士ドットコムを見てもらったら分かるように、担当者に責任がないという人もいます。しかし、その程度の度合い、違法の度合いによって責任があるという人もいます。そして、私は町長経験者の見解も得ております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、③番の質問ですか。

（4番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

何もかんもあなたの話は、突き止められないような質問ばかりしてありますので、③番なら③番できちっと質問してください。

○4番（佐伯勝宣君） 議長もこれは介入できないですよ、これは。私は、いろいろ言ってると言いましたね。いろいろあるんですよ、そこなんです。まさに町長がおっしゃった、いろいろあって整理ができないとおっしゃってる。それも反論する技術であります。これは、論点のすり替えです。しかし、いろいろ言わなきゃいけない、60分しかない時間の中でいろいろ言わなきゃいけないほど解明されていないことが多いんです。私が言いたいので

はそこなんです。だから、町長、これは真摯^{しんし}に答えなければいけないんじゃないんですか。そして、町長が答えたことは、これは間違いですよということなんです。どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長が答えられる範囲でいいでございます。

町長。

（4番佐伯勝宣君「いいです、それで」と呼ぶ）

○町長（西村 勝君） まず、佐伯議員の論点ずらし、御飯論法ということでよく使われていますが、まず私からすると佐伯議員の方がそれはちょっと違うんじゃないかなと思います。今回の件について。私が前回、回答したのは、県に全く協議をしてないでしょということを言われたから確認したわけです。それについては、佐伯議員が県に確認されれば県も言ってるんで分かると思います。交付申請の際もその担当者と協議してます、国交省とも話してます、担当者の名前もちゃんと覚えてます。ですから、そこについては佐伯議員が確認されれば県もちゃんとお答えになると思います。

ただ、佐伯議員が言う話の目的外使用について、社会教育施設として協議したというのは、前回の議事録、今までの議事録で佐伯議員の質問に対して久芳前町長が答えてられますよ。そうじゃなかったと答えてありますよ、私が見た限り。だから、そこについても認識が違うんじゃないかなと思います。

次に、弁護士の子につきましては、当然法全てにおいてちゃんとした弁護士、個人です。ですから、税法、司法とか、そういう全てにおいてやられてる弁護士に確認しております。

次に、町長経験者のお話をいつもされてますが、私は首長として思うんですね。そういう首長をされた方がまずは担当職員に対しての責任を話されるような方がおられるかなというふうに通常思います。首長というものは、その責任を負っていかなければいけないということで、住民から選ばれてその責任を背負っていくわけですから、その方が言われてあるということであれば、そういう方がどういう方かっていうのは教えていただきたいなと思います。

今のが本音になります。私の方から御飯論法の話と、論点ずらしの話を佐伯議員がよくされますけど、そもそも私自体が一つ目については、佐伯議員に対してまだまだ未熟かもしれないませんが、真摯^{しんし}にお答えをさせていただいているつもりです。この場ですから、そういうことについて分からない点があればいろいろ聞いていただく。今後私もしっかり聞かせていただこうと思っています。

もう一つは、私自身もそうですし、佐伯副町長、久芳前町長もそうですが、御飯論法、

論点ずらしをする必要性がなく、実際にやったことをずっとご説明をさせてもらってます。ですから、御飯論法、論点ずらしということに対して、そういうふうに言われても、どこが御飯論法で論点ずらしかというのが分からないというのが少しあります。

そして、前回の議事録についても、私も佐伯議員が調べてあるということで私も調べてアンダーラインを引いてますが、その辺についても回答した後に私の意見としていろいろ述べさせてもらってます。今後もそういうところに対して何かご意見があれば言っていただければ、私なりに回答をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 最後、いい感じでまとめられましたんで、そのあたりでまとめておくこととしましょう。

しかし、さっき町長経験者と言いましたが、言った言わないというよりも、文書で残っちゃってますよ、客観的な意見として。見てない。文書として。

そして、これに関する見解もありまして、残り時間も少ないですけど、次の質問が。

そして、まず町長の答弁は載ってると言いました。私も全部チェックしております。ここに持ってきてますので、引っ張り出します。ちょっと違いますね、それが一つと。会計検査の報告書を見た首長経験者の感想です。これより詳しいやつ、マル秘のやつ、今は読み上げませんですけどね。かなりこれはあまりにもずさんだなというような。

○議長（阿部文俊君） もういいでしょう。

○4番（佐伯勝宣君） かなりこれはあまりにもずさんだなと。ですから、これはまたやらないかんでしょう。

そして、今町長がおっしゃいましたんで、ここら辺で締めにしましょうかね。今のどこに行ったかな、読み上げ、読み上げ。締めの前に一つ言いたいんですが、聞き忘れしました。この答弁にも書いてあることなんでいいんですけども、モデル住宅の見学者の数、これを報告したのは町長ですよね。平成22年度から24年度まで、これはいいんですよ、国交省に報告したのは。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 1年目は私がしたと思います。

以上です。

（4番佐伯勝宣君「2年目以降は」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 2年目以降は、恐らく、確認しなきゃいけないんですけど、企画部門

じゃなく、どこだったかな……

- 議長（阿部文俊君） 町長、答えられる範囲でようございます。
- 町長（西村 勝君） 健康福祉課かどちらかだと思います。
- 議長（阿部文俊君） 通告外です。

佐伯議員。

- 4番（佐伯勝宣君） 一応これ範囲なんですけどね。

じゃあ、そろそろ締めに行きます。町長が先ほどいい言葉を言われたんで、それを引用させてもらいます。どこ行ったっけ。さっきいろいろしよったら、どっか行っちゃいましたね。自分でまとめますか。これを使おうかな、これだ、これだ。

- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員、きちっと準備してからしてください。もう次に行ったら。
- 4番（佐伯勝宣君） そうですね。いや、もうここで締めますよ。

あとは、また^{しんし}真摯にお答えいただければということで、その都度、臨機応変に答えるというようなことを前回、3月議会のときに答えをいただいております。まさにそのことを今、町長はおっしゃった。ですから、私のこの質問に対して、また今後もその都度状況に応じてお答えいただければと思っております。それは、またお願いしたいと思います。宿題にしたいというふうに言いたいですが、今回はやめます。

では、次に行きます。ちょっと短くなりましたが、中学校給食導入について。

先ほど教育長がおっしゃいました、答えていただきましたので、今回はいいんですけれども。私が一番聞きたいのは、両小学校の給食設備、あれの老朽化の問題があるんじゃないかなと思います。老朽化の耐用年数の度合いがいつかということと、それと併せて議論ができないのかなど。要は、確かランチサービスを導入する際に、将来的にそういった町全体の支援センター、これの建設も含めて、また将来的に考えるというようなことで今回ランチサービスが導入できました。それも含めて、その見通しも含めて、ちょっと大ざっぱになりますけど、ご説明いただきたいと思っております。

- 議長（阿部文俊君） 教育長。
- 教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今佐伯議員のご質問は、4項目書いてありますが、③番目と④番目の項目かなと。

（4番佐伯勝宣君「ですね。あとは私の方で……」と呼ぶ）

まず、耐用年数の状況と見直しはということですが、給食室は山田小学校が平成4年、久原小学校が昭和60年に建てられています。給食室の建物については、かなりの年数がたっておりますが、今のところ改修の必要性はございません。問題が発生すれば改修等、迅速に対応していきたいというふうに考えております。

給食室の備品、それから設備については、食の安全を維持するために毎年細心の注意を払い、必要であれば速やかに買い替えとか修理を行っているところです。給食室の建物だけでなく、設備、備品についても計画的に手入れをしながら、できるだけ長く給食室を使えるように適宜対応しているところです。

それから、④について、給食センターの建設議論を行う時期に来ているのではないかなというお尋ねでございますが、教育委員会としては、町長から諮問を受けて、平成25年からずっと調査、研究をしております。平成29年3月、最終報告を提出させたところです。その都度、議会にも報告をさせていただいておりますし、決定するにはできるだけ早く実施するよというご意見もいただいております。さまざまなことを総合的に検討いたしまして、選択制ランチサービスを開始したところです。

この選択制ランチサービスは、一昨年導入したばかりで、注文も確実に増えてきております。十分な注文数ではないかもしれませんが、約3割ということで、保護者等要望に応じてできるだけ支援の手が届いてきたのかなと感じているところです。今年度からさらに要保護、準要保護の家庭には、100円の補助を行うようにしておりますので、家庭の経済状況によっても1日200円で提供できる、そういうサービスを始めたところです。開始してまだ2年です。ランチサービスの提供の仕方も改善しておりますし、注文数も増えてきているという状況ですので、今は給食センター建設の議論を始める時期ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私勘違いしておりましたね。40分から始めたんですね。

○議長（阿部文俊君） いいじゃないですか。

○4番（佐伯勝宣君） 半で終わるか、ちょっと10分損しましたな、私。

○議長（阿部文俊君） 余計なことを言わずに言いなさい。

○4番（佐伯勝宣君） 議長は、こういったことは口を出せないですよ。

もったいないことをしましたね。

今の話でしたら、まだこれは十分小学校も建て替えというか、給食設備を替えるような状態じゃないと。だから、将来的に、例えば中学校と一緒に町の総合給食センター、そういったものを考えるような状況じゃないということなんでしょうか。そういったものを含めて、可能性をちょっと教えてください。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 何度も申し上げますが、ランチサービスをいろいろ検討した結果、始め

たばかりでございますので、現時点では、選択制ランチサービスを充実させていくということに努めていきたいということですね。それが前提です。

給食センター建設の議論の時期ではないかと言われれば、始めたばかりだから違うと思いますと言ったんですが、今後、施設、設備等の老朽化が進んで、改善の必要性が出てきたときには、それは給食の在り方を検討するということがどっかのタイミングで出てくるのは考えられます。それにしても、まず給食センターありきという議論は、スタートの時点からそうならないものでもあると思います。今、山田小学校、久原小学校は、自校給食で食育の推進という観点から、自校に給食室があるよさがありますので、それも踏まえて、さあ、今後どうしようかということは、将来的には検討する時期が来るかと思いません。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 具体的に老朽化がいつ頃かというのを聞かせてもらっていいですか、このあたりだったら検討しなきゃいけないなというのは。

○議長（阿部文俊君） 分かる範囲で。

教育長。

○教育長（安部正俊君） 今老朽化が何年に始まるということは、ちょっと申し上げにくいんですけども、できるだけ長い、建物を維持できるように、修繕等を行いながらやっていきたいというふうには考えているところです。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 分かりました。

町長の考えは、先ほど聞きましたけど、何か特にこの件であるようでしたら。将来的なそういった見通しというか、簡単に結構ですが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 給食の件につきまして、教育長とそういう議論をよくさせてもらった回答になっております。

給食センターという方式というのは、なかなか経費の面ではいいかもしれません。でも一方で、それぞれ今あるように、山田、久原、近くにあることによって子供たちの心を育む、そういう給食というのもやれているのも事実です。こういうことにつきまして、しっかり考えていかなきゃいけないと思っています。学校につきましては、できるだけ施設等も改修しながら、今の自校式を守っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、結構です。

では、3番に行きます、水害対策について。

①番、雨季を迎え、町は水害対策をどう考えているか。現在、対応策を教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 水害対策ということで、梅雨が近くなってきたので、しっかり準備をしていかなきゃいけないということで今考えております。

まず、町のハザードマップに記載の危険箇所や基幹道路、そして河川、水路などについて常時今注視、警戒しています。警報発令時には、情報収集や町内巡視などを実施する体制を図っております。

また、災害が予測されるような状態になった場合には、さらに避難所の開設、現場対応できる体制を庁内で確保しています。

また、災害への予防として初期対応用の土のうを350袋準備しております。

その体制で、またさらに大きな災害等が発生することも考えられますので、久山町土木組合と風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書を締結しておりますので、その対応について協議、実際の体制というのを確認しております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ②番に行きますが、時間が余りますな、困ったな。あの10分もったいなかったですね。

3年前、議会とともに県土整備事務所に河川^{しゅんせつ}浚渫を陳情しまして、昨年春、一部で^{しゅんせつ}浚渫が実現しました、3カ所ですね。これは、区長会の意見交換会で私どもが意見を言って、それは採用された形で、じゃあ区長会で1回議会に陳情してみようかということで河川の陳情を行ったと。それを議決して、それをもって県にわれわれ議会でお願したんですよ。議会が議決をしたということは、国や県もこれは無視できない、無視できないとか、ちゃんとした回答を返さなきゃいけないということで、これはむげにしないんじゃないかということで、そういった形でこれは受けてくれたんです。それが結局、昨年春、3カ所だけですが、4,200万円の予算がついて^{しゅんせつ}浚渫が実現したと。しかし、たった3カ所では、これは水害対策は足りませんよね。引き続き、これは県にお願いしなければいけない。しかし、町単独でやるよりも、またこれは議会も一致して町長と一緒にやったほうが、これは効果的だと思うんですよね。そういったことも含めて働きかけ、そして今後

の見通しというのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 当然、前回の議会でもお話ししました。町の安心・安全、町民の皆さんを守るためには、私も、議会も一緒にそれを要望していくということに対しては、何ら問題なくやっていきたいなと思ってます。

それと実際、^{しゅんせつ}浚渫というのは、ご存じのように久山町だけじゃなく、周辺自治体もかなり多くの要望が上がってます。それに対して、実際に福岡県にも引き続き働きかけを行っております。そして、令和3年度につきましては、5月28日に福岡県の二級河川水系において四つの圏域に分割し、流域全体で水害災害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進するための協議会が立ち上がりました。それにつきましては、久山町は福岡・前原・那珂圏域流域治水協議会に参加し、今後協議、情報を共有するということになります。ここにつきましては、まだ設立したばかりです。ここにつきましては、今後は治水対策も含めてそれぞれが問題点を協議し合う、そういうことも今後災害対応についてもいろんなことが議論される場ができたんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょうどあれでしたんで、また前向きにといいますか、お願いしたいと思います。

やっこの資料が出てきましたんで、さっき言い損ないましたけど、もう言いましたけれども、その経緯について状況に応じて説明していくということは、今後は大切なことではないかというふうに思っていますというように町長はおっしゃいましたので、いろんな点について、また状況に応じて説明していただけたらと思っております。ちょっと時間ももったいないですけど、以上です。

（7番阿部 哲君「議長、動議。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） どういう動議ですか。

○7番（阿部 哲君） 佐伯議員の先ほどの発言の中で、「町が・・・行為を行った」ということにつきましては、聞き捨てならないし、不適切な言葉であります。その時の町長の対応が、今後使わないようにというようにということでありましたが、これは謝罪を求め、訂正し、削除が適正だと思います。

○議長（阿部文俊君） ただ今、阿部議員より動議が出ました。

ここで暫時休憩します。

（4番佐伯勝宣君「テープを聞いてください」と呼ぶ）

暫時休憩しまして、45分から始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前11時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 定時より遅れましたけども、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど阿部議員から佐伯議員の発言に対し謝罪と・・・という言葉の削除を求める動議が出されました。

この動議に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（阿部文俊君） 多数。賛成者が2人以上ですので、動議は成立しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 佐伯議員の発言に対し謝罪と・・・という言葉の削除を求める動議

○議長（阿部文俊君） 追加日程第1、佐伯議員の発言に対し謝罪と・・・という言葉の削除を求める動議を議題とします。

提出議員より説明をお受けいたします。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 先ほど佐伯議員の発言の中で、町が・・・行為を行ったという発言につきましては、不適正な言葉であり謝罪、そして訂正を求めますし、また削除が正しい処理だと考えますので、そのように処理をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 先ほど動議が出て、町長は議長に・・・行為ということ、議長に求められました。ところが、動議には賛成しましたがけれども、このやりとりの中で佐伯議員が、後にこの・・・という言葉が修正されたかのようなことも耳にしたような感じがします。だからこれをテープを起こしてですね、きちんと精査、検証したほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も今、本田議員が言われましたようにですね、議運でいろいろ議論されたらと思いますが、いわゆる正確なその証拠って言ったらかかしいわけですけど、テープあたりを起こして聞かれたかどうか、その点お尋ねしたかったもんですからね。

○議長（阿部文俊君） 今2人より確認のために、テープを確信のメモがあるかどうかという

ことでございます。提出議員に対する質疑च्छूूूこと、確認ということでございますので、討論を進めたいと思います。今、言われましたように、それに対しての討論はありませんでしょうか。佐伯議員の今言われたことに対しましてですね、確認をちょっといたします。今、有田議員の方からですね、そういう事実があったかどうかでそれ質問च्छूूूことですか、それともどういう形での質問ということと言われたのでしょうか。

○3番（有田行彦君） 提出議員の阿部議員にお尋ねしたかったんですよね。この件について、いわゆる議運で今諮られたですね、暫時休憩で。議運で諮られたときに、例えばテーブル等を起こしてそれが真実であるかどうかの何か証拠はあるかというようなことをお尋ねしたかったんですよ。私も、いろいろ町長と佐伯議員のやりとりの中でですね、これはどのような疑問のところがあったもんですからね。その点をお聞きしてるわけです。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 佐伯議員の方から、町が・・行為を行ったという発言があった後に、町長の方から今後そういう町が・・行為を行ったという言葉を抑えてくださいということがありました。やりとりではなくて、町長の方から指摘があって、今後やめてくださいということの発言があったけども。私は今後やめるということではなくて、謝罪し、訂正して、議事録から削除をするのが適正だと考えるということで発言しております。ですから、録音を聞いてはおりませんし、間違いなく、町が・・行為を行ったという言葉の中での話です。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございます。

（4番佐伯勝宣君「第三者に確認……」と呼ぶ）

進めます。

質疑が終わりましたのでこれより討論を行います。

討論はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は・・という……

○議長（阿部文俊君） まず、反対者に対しましての討論でございますので、そこはよろしくお願ひします。

○3番（有田行彦君） 私は・・という言葉については、大きな間違いがあると思っております。

す。ただし、やはり確固たるそういった証拠がないとね。やはり、こういう言うた、言わんやったのね。あるいはひょっとしたらやりとりの中で佐伯議員は町長に謝罪しとったかもわからない。いわゆるそれを私が言うておりますから、その点をご理解いただきたい。

○議長（阿部文俊君） 賛成者の発言を許します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 私は賛成いたします。この場で佐伯議員が、町が・・・行為を行ったという発言は、ここの10名、議員10名、それと全員が耳にしてる言葉ですので、後で謝罪したという問題ではなく、その言葉に対しての削除を求めるといふことの動議ですので、私は賛成いたします。

○議長（阿部文俊君） 原案に対する反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） 動議については賛成にいたしましたけども、このやりとりの中で事実関係がどうであるかと。・・・という言葉は不適切だといふふうに思いますけども、そこに録音をもう一度起こしてもらわないとですね、はっきりした答えが出ないといふふうに思いますし、今のこの時点では賛成できないといふふうに考えます。

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 数分前、皆さんの記憶の中に、耳の中に残っていると思うんです。その・・・という言葉は削除するといふことは当然だと思います。

賛成です。

動議に賛成いたします。

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

（4番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

あなたのことで無理です。

（4番佐伯勝宣君「私の意見は反映されないんですか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に……

静かにしてください。

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

佐伯議員に対する発言に対し、謝罪と・・・という言葉の削除を求める動議につきまして採決を行います。

賛成者の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、佐伯議員の発言に対し、謝罪と・・・という言葉の削除を求める動議が成立しました。

佐伯議員に報告いたします。

佐伯議員、謝罪並びに反省の言葉を言われますか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、今回の動議そして決定はちょっと遺憾ですな。遺憾でございます。これは時間がたったら、いろんなまた見方といいますか、そういったものを出てくるんじゃないかなと思いますが、こちらも調査に基づいて、そして議員としての信念で言っております。そして、・・・とストレートに言ったわけじゃない。実質・・・行為と、要はかっこ付きでございます。それをまず申し上げさせていただきまして、あとは皆さんの判断といたしまして、残念ながら応じることができないということを最後につけ加えまして、私の言といたします。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の発言に対し謝罪と・・・という言葉の削除を求める動議が議決しました。

次がですね、1時半から、次の一般質問に入りたいと思います。

1時半より一般質問を始めます。

暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時2分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の佐伯議員の発言に対して、謝罪と・・・という文言の削除を求める動議は可決されましたが、佐伯議員に確認いたします。

謝罪は拒否されますか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 残念ながら拒否をいたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 謝罪は拒否ということで、・・・という言葉は削除することといたします。

（7番阿部 哲君「動議」と呼ぶ）

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） ただ今、佐伯議員に対する懲罰動議を行います。

ただ今議長からの最終的な採決の中で、従わないということは、議会の品位を<sup>おとし</sup>貶めるということになりますので、懲罰という形でお願いしたいと思います。

懲罰動議の文書を提出します。

○議長（阿部文俊君） ただ今、阿部議員ほか2名から地方自治法第135条の第2項および久山町議会会議規則第109条第1項の規定によって、佐伯勝宣議員に対する懲罰動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として松本議員の一般質問の後に、議題とすることを採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として松本議員の一般質問後に議題とすることに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数です。

従って、この動議を日程に追加し、追加日程第2として松本議員の一般質問後に議題とすることに決定しました。

それでは、一般質問を再開します。

5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） マスクを外させていただきます。

私は、3項目質問をさせていただきます。

一つは、専門職員の採用について、二つ目は石切・長浦地区内にある久原本家の土地買

い戻しについて、三つ目に石切・長浦地区開発についての質問でございます。

まず最初に、システムの設計改修、計画策定、測量設計等、専門的なスキルが必要な業務は外部委託されて経費が高額になっていると思うが、それらの専門職員を採用することで経費削減ができると思う。専門職員の採用について町長はどのように考えておられるか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

まず、専門職員の採用についてということで、ご質問についてご回答を差し上げます。

専門職員の採用については、その職種に大きく左右されることと思います。ご質問にあるシステムエンジニアについては、IT技術は日々進歩しており、市町村職員で専門的、技術的な人材を配置するとなっても、新しい知識を習得していくことがなかなか難しい状況であります。計画策定、測量設計等につきましても、個別の専門性が高く、一職員を配置するよりも専門的な業者へのその都度コンサルティングを委託するほうが一番効率的ではないかと考えております。民間事業者というのは、システムというのを最先端なものを活用しながら、より多くの仕事を請け負うことによって効率的に収益を上げていくこととなります。町としては、今お話ししましたように、町のこの規模でその業務というのがそれぞればらばらな状況になりますので、1人の人材を採用するよりも、そういうふうに委託をしていったほうが効率的ではないかと考えております。一方、それを管理していくというのは、職員であることには間違いありません。管理していくことに対する着眼点とか、そういう現場を知ることによって一番効率的な事業をしていくというのが今行政職員の役割だと思いますので、その面についてはしっかり人材育成をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 町長の言い分は十分分かります。理解しますけれども、そのことについて、今後コンサルタント料、委託料等の経費の削減については、各部署で努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、次に入ります。愛媛県大洲市三善地区に視察に行った際、大雨による災害から身を守るためには、平時の訓練が重要であることを身にしみ感じておりました。久山町議会でも町主導の防災訓練の必要性を訴えているが、平成23年度に実施された後、今まで実施されておられません。現在のように災害が想定外の規模、場所で発生している状況においては、防災面の強化は住民の方々の生命を守るための最重要事項だと考えております。

前町長も防災に関しては専門職員を採用したいという発言をされておりました。西村町長におかれましては、このことについてどのようにお考えであるか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 1番目にお答えした内容とは今回防災ということで相反する面もあると思っております。それは、そういう専門職の方にしっかりと安心・安全の関係を、住民の方を守っていくということになりますので、そこについては十分私なりに強く感じております。

防災に関する専門職員の採用については、有効な手だてがあるかもしれません。住民の身体、生命、財産を守るための専門的知識を職員に指導し、災害に対する計画や準備を専門的に行わせることは非常に大切なことだと考えております。ここで、考えられるとすれば、消防や自衛隊など災害関連の従事者の経験のある方、そういう方が本当は最適であろうと思っておりますが、これにつきましては、採用に対するタイミング等もありますので、今後もそういうことを協議していきたいと考えております。防災訓練につきましては、確かに平成23年度に実施されております。実は、消防団の方からもそういう全町を挙げた防災訓練を行いたいという旨のお話をいただいておりますが、今回コロナ禍の問題もあり、なかなか進んでいないという状況もあります。その辺も含めて、今後消防団とも連携を取って考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） ありがとうございます、前向きな発言をしていただきました。

住民の生命、財産をしっかり守っていくのが行政の役目だと思っておりますので、しっかりその辺を検討して、前向きに検討していただきたいと思っております。

じゃあ、2番目に入ります。石切・長浦地区内にある久原本家の土地買い戻しについて質問をさせていただきます。

石切・長浦地区内にある久原本家の土地買い戻しについては、3年間で買い戻すと前町長のお話で聞いております。まず、その進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 石切・長浦地区の久原本家の土地の買い戻しについてご回答させていただきます。

まず、今現在の進捗状況といたしまして、当初予算において初年度買い戻しの予算をご承認いただいている状況だと思っております。現在、覚書に基づき、買い戻しに関する書類の作

成を行っているところです。今後、こういう法的な問題等も踏まえた上でリーガルチェックを受けた後、合意、解除および買い戻しについて具体的に契約を行うこととしています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） よろしく申し上げます。

次に、久原本家の土地については、3区画に分筆をしてあります。なぜ買い戻す順序は道路に面した分からやらないのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今回の買い戻しにつきましては、久芳前町長が3回に分けて行くという方針を打ち出されています。それについて、どういう方針で三つに、3年に分けたかということ、一番大きな状況というのは財政状況を考えた時点で、財政を考えた状況で資産を均等に買い戻す、それを優先的に考えておられます。令和3年度については、草場地区の開発事業が完了しておらず、単費の充当も考えられましたので、平均よりやや低めの設定で計算をしております。買い戻し試算は分筆を行うと費用が発生しますので、できるだけ町の経費がかからないように、1筆ずつ予算の範囲内で買い戻し計画を立てたという結果になってます。そういう計画で購入する年度というのは決めております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） われわれ素人からしてみると、道路に面した面から買い戻すのが順序だと思いますけど、財政面のほうからということでございますので、致し方ないかなと思っておりますけど、まずその3年間で買い戻すという方向はしっかり守っていただきたいと思っております。

③番に入ります。

土地の売買物件の返還に関する覚書でいいのか。名義変更等、また同時に進められるのか。また、特別何かあった場合、事務経費、所有権移転登記費用はどうするのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 覚書の関係について、ご質問だと思います。

覚書は、あくまで買い戻すことを書面にしたものです。実際の土地の買い戻しについては、別途、登記原因証明書兼承諾書を作成し、手続きを行うことになっております。この書類に基づき、所有権抹消登記を都度行っていくこととなります。特別に何かあったとい

うことが、どういうことが想定されるかというのは今ありませんが、今回の登記手続きに関しましては、当該契約が履行できないことによる合意解除手続となり、当初の手続きを双方合意の上、解除するものと取り扱いからなっております。そのため、現時点の登記簿の所有権を抹消するだけの手続きになりますので、特に登記費用は発生しないものとなっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 登記費用等も発生しないということでございますので、まず履行できるものと僕らも関心を持っております。ぜひよろしく願いいたします。

じゃあ、④番に入ります。久原本家については、今後も本社機能は久山に置いてもらいたいと思うが、町長はその点についてどう交渉されているのか。また、篠栗工場の計画内容は承知されておられるのか、聞かせていただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、久原本家自体以外でも久山町にある本社を置いてある企業については、ぜひこのまま当然努力をして、久山町に置いてもらうというのは当然のことかなと思っております。

次に、久原本家の本社機能について、どういうふうな協議かということですが、当然そこについては社長とも協議をしております。今そういうことについて久原の方から本社を動かすとか、そういうことは当然あってません。今後も久原の方としても事業を拡大していく上でのいろんな相談を受けてます。

今後は、いろんなところの町有地を活用しながら、久原だけじゃなく、そういう話があった場合は、積極的に会社を慰留していただくように努めてまいりたいと思いますので、議会のほうのご支援もいただきたいなと思っております。

篠栗工場の件なんですけど、発表される前に私の方も社長とお話をさせていただきました。内容等につきましては、基本的にそういうスープ関係っていうことをされるということ聞いてますけど、一つあるのは、税収面でいけば本社工場が久山町にありますので、久原本家自体が大きくなっていくことは町にとってはいいことだと思います。

ただ、本当はうちのほうに工場用地を用意できればいいんですが、今現在食品工場というのはなかなか時間的にはできないというのは現状にもあります。もう一つは、コロナ禍の中でもありますけど、今後さまざまな企業というのが1カ所においてその工場を置いておくということに対して、何か起こった場合にリスク管理という点から離れたほうがいいっていうことも進んでいます、企業では。この辺は、受け入れざるを得ないところも出てく

るかなと思っています。

ただ、先ほど松本議員が言われてましたように、本社の慰留というのはしっかりやっていくことによって町全体の法人住民税等、固定資産税も確保されると思いますので、努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 本社機能の慰留は、町にとって大事な生命線でございますので、ぜひしっかりその辺は町長の立場として、久原本家の社長に交渉していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

では、3番に入ります。石切・長浦地区開発についてでございます。石切・長浦地区開発については、早急に取り組むべきだと前町長に提言をしましてまいりました。財源確保、また現在、久山で頑張っておられる各企業の方々の久山町からの流出をこれ以上出さないためにも、この地区の開発に早急に取り組むべきであり、町長は今後どのように取り組んでいかれるのか、法線の一本化、時期等も含めて明確に聞かせていただきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 石切・長浦地区開発につきましては、昨日もお話しさせてもらって重複する点もあると思いますが、ご了承いただきたいと思っています。

まず、福岡都市圏においては、まとまった事業用地が不足しているという状況で、この石切・長浦地区の利便性というのは、開発ニーズについても非常に高いものだというのは認識しています。ただ一方で、昨日もお話しさせていただきましたが、周辺自治体にも同じように流通関係等の話、また開発等もあります。

その中で、久山町として長く優良な企業を誘致していくという観点でもある程度の競争性、個性を打ち出していくことが必要だと思っています。今回、国土、社会、人間の健康という基本理念のまちづくりを、久山町ということ、それをブランドとしてSDGsを体験できる町として、そういう企業立地として特色を持って打ち出していこうということで今考えております。こちらについては、こういう取り組みについて興味を示していただいている企業もおられます。

今後は、これをいかに具体化していくかということが大事だと思います。その中で、具体化していく中で民間活力も使っていきながら、法線、猪野～藤河線はこの企業誘致と別に実施していくということになってますので、こちらについてはなるべく藤河集落等を考えた法線というのを原案としてまとめていきたいと思っております。この時期というのは、そこの足場をまずしっかり固めた上でスピードを上げてやっていきたいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） スピードを上げてって前町長のときもよく聞いたお言葉でございます。あれから何年もたっておりますけどね。まだ何も手入らずでございますけどもね。早く開発に取り組んでいくべきだと私は思っております。そこで、青写真をつくって企業誘致までもっていくには何年かかるのかと私も思っております。先日の同僚議員の質問にも並行した形で開発を進めていくと答弁されておりました。現在において、久原本家、木村のあれ等の企業においても、自社の一部会社を他の自治体に建設されております。これは、久山町においては大きなマイナスだと思います。このことについて、町長はどう思われるのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどもお話しさせていただきました。久山町にある企業が外に流出するっていうことは、極力努力してとどめていくというのが大事なことだと思っております。一方で、本来であればそういう用地がもう既にあれば、そういう企業さんにご紹介というのは当然できることだと思っております。

一方で、これは長年の、今後の大きな町の課題でもあるとは思いますが、その分、開発を抑制したおかげでこういう緑とかコミュニティ関係も残ってきたというところもあります。そのため、ほかと比べれば、そういう工場を誘致できる市街化区域がないという状況になってます。ただ、財政面のこと、今後の過剰に企業誘致の開発をしていくかどうかという議論は別として、ある程度町民の皆さんの雇用、税収を確保していく上で適度な開発は今後必要だと思いますので、その辺については、ここの開発というのは進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、次に行きます。

この地区の開発については、まず周囲の地権者との協議等がなされたのか、また了解は取ってあるのか、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 周囲のというのは区域外とか言うことですよね。

（5番松本世頭君「周辺です」と呼ぶ）

周辺ですね。まず、まだそこまでは実施いたしておりません。こちらのほうで、ある程

度、今までご指摘のようになかなか進んでない状況というのも、そういう絵をしっかりと描いて、そういう事業者っていうのがいない限り、なかなか地権者の皆さん以外に、外の方も含めてお話しするという機会が取れてないのも現実だと思います。まず、そこをしっかりとやって、次のステップとしてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） まず、この問題については、大事な条件だと思っておりますので、その辺はしっかり地域の周辺の地権者の方々に了解を取って行って、それからステップを進めていただきたいと思います。

③番に入ります。石切・長浦地区開発に伴い、新宮町とのスマートインターチェンジ（大型通行可）の協議をずっと提言してまいりました。先と同僚議員の中であらましの状況は聞かせていただきましたけれども、町長としてその立場を利用して交渉等をされておられますか聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まずですね、スマートインターチェンジについて私の考えになります。実際いろいろご提案いただいて、新宮町とも協議をですね今まで少なからず前町長もやられてきたんだと思います。結論的にですね、新宮町としては自分の町ですね、状況として、1番最善な場所が、的野のところだという判断になったということであります。私としてはですね、久山町にできた時点でそこから石切地区の開発、大型車を考えた場合スマートインターを、そこは道路を町が全部作っていくということになるとですね、すごく高額な事業費になってくるということも想定されると思ってます。そのためですね、新宮の的野に対してインターチェンジができて、今後ですね、須恵久山線の問題がつながるようなことになっていけばですね、久山町にとってもメリットが高いと思ってます。仮にですね、企業誘致の関係でいろんな業者に何社か聞きましたが、新宮町にできることについて大型車が通れるスマートインターができれば、久山町にある条件というのはすごく有利になるということももらってますので、町の事業効果を考えた場合は、新宮町にできるっていうのは非常に効果が高いのかなと思ってます。そういうふうになったのもですね、そういう久山町からの新宮町に対しての協議というのが進んできた結果ですね、今に至ったということも言えると思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） スマートインターチェンジの件でございますけれども、新宮町も

450万円の予算を計上して調査に入ることをございますので、まずどんどん進んでいくと思うことには間違いないと思っております。ですが、昨日同僚議員にもお話ししてありましたように、認可等の問題はいろいろあると思しますので、その辺については広域的に、新宮の長崎町長とともにしっかり協議をされて、スマートインターが一日も早くできるように頑張っていたきたいと思っております。

そして、そのためにも早く路線の一本化を決めて、石切地区の開発に前向きに取り組むべきだと思っております。その点について、もう一度お聞かせをいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） スマートインターチェンジの件につきまして、私も町長就任後ですけど、長崎町長ともお話しをさせてもらってます。ですから、今後も新宮とはそういう話し合いをしながら、久山町としては石切地区の開発を当然私もあそこに力を入れていきたいというのは所信でも話してますので、その関係で広域的にメリットがあることもありますので、一緒に考えていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員に申し上げます。

町長に対して指を差して言わないようお願いしておきます。

（5番松本世頭君「指さしてましたかね。それは失礼いたしました。」と呼ぶ）

松本議員。

○5番（松本世頭君） 開発については、広域的な見直しもなされたらと町長もご存じだと思っております。一時期は、スキルの面で場所が足りないということをございましたけれども、広域的に見直しもなされましたので、企業誘致もやりやすくなったと思っておりますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

石切・長浦地区の開発は、久山町の将来を左右する財源確保のためにも一大事業でございます。町独自で開発することが無理なら、専門の開発業者の力を借りて取り組む考えはないのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） そうですね。昨日もお話しさせていただきましたSPC方式ということで、投資をしながら福岡市でビッグバンの開発、大名小学校の開発というのもそういうのも進んでます。それにつきましては、いろんな方が関わることによって、新たな価値観を増やしていくということがすごくメリットが投資等以外にあります。これについても現在検証している段階になってますので、そういうことの活用についても視野に入れてます。

大きなディベロッパーの方も今自分のところで開発するよりも複合体としてやっていくっていうことにも、自社でやるだけではこれから先の価値観につながらないということで、積極的に連携していくというようなことも提案とかあってますので、その辺はしっかり取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 町長がおっしゃるとおり、30ha、40haの土地を町独自でやろうとするには、相当のエネルギーが必要だと思っております。私もぜひ専門の開発業者と、ディベロッパーと組んで、一日も早くあの地区の財源確保のため、久山町の財源確保のためにも取り組んでいただきたいと思っております。そのことを切にお願いをいたしまして、再度、町長のお言葉を聞かせていただき、私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） この長浦地区の開発というのは、町の中で一番長く懸案事項であり、一番の可能性があると思います。

1点、私のここで考えを述べさせていただくとすれば、周辺自治体にあるような企業誘致じゃなく、やはり久山町だから先を見通した、後世にこういう企業団地を久山町は先見性を持ってやったんだと、そういうふうに誇れるような工業団地を目指して、しっかり産業団地をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ここで、松本議員の一般質問が終わりました。

追加日程に入る前に、暫時休憩を取ります。

14時10分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議

○議長（阿部文俊君） 追加日程第2、佐伯勝宣議員に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めますが、佐伯議員は、弁明の機会を求めますか。

- 4番（佐伯勝宣君） 当日動議が出て……
- 議長（阿部文俊君） 求めるか、求めないかです。
- 4番（佐伯勝宣君） 当日こういった動議が出て、当日……
- 議長（阿部文俊君） 弁明を求めますか、求めませんかちゅうことです。
- 4番（佐伯勝宣君） じゃあ、求めましょうか。
- 議長（阿部文俊君） 求めますですね。

わかりました。座ってください。

弁明を求めますということになりましたので、退場してください。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

- 議長（阿部文俊君） 提出者の説明を求めます。

阿部議員。

- 7番（阿部 哲君） この本会議場、議場は神聖な、また厳正な場であります。久山町のまちづくりを議論、討議、決定する場でもあります。一般質問の態度においても品位ある、また節度ある行動で行わなければなりません。また、本日の本会議において、佐伯議員自身の発言に対して、謝罪と言葉の削除を求める動議を先ほど出しましたが、謝罪を求めたにもかかわらず、謝罪を行わないのは、議会の品位を^{おとし}貶める行為で、久山町議会会議規則第102条に反し、議会の議決を軽んじた行為は、議会の秩序を乱すものであります。よって、佐伯議員に対して懲罰を課せられたく、本動議を提出するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（阿部文俊君） 先ほど佐伯議員のほうから、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

佐伯議員の入場を許可します。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員に一身上の弁明を許します。

佐伯議員。

- 4番（佐伯勝宣君） マスクを外させていただきます。

この流れからしたら、今日動議が出て、今日弁明して、今日なんか結果が出るみたいで

すが、普通こういったものは日を改めて何かやるものではないでしょうか。まず私自身もペーパーで考えをまとめるような時間を必要じゃないかなと思うのが1点と、あと、音源テープを聞くという話はどうだったのでしょうか。これ基本中の基本。常識中の常識としてまずテープを公に聞いて、それからやるというのは当たり前なんでしょうけれども、ここで発言やめたらもう発言の機会はないでしょうからこのまましゃべりますが、今の2点はこれは常識ですよ。まずそれを言うておきます。

ではまず私の発言でございますが、・・・行為、町が・・・行為を行ったということが問題、それで文言の削除を求めること1点、佐伯議員に謝罪を求めること1点。どちらもこれは不当でございますな。やはり議員の発言というのは、これは確かによほどのこれは問題発言というものがあれば、それに値をいたします。しかし、もともとは一般質問における発言というのは、幅広いものです。そして調査に基づいてやってるものでございます。例えば私は、これまで前町長の不規則発言を3年間ずっと文書と一般質問の項目で上げていきましたが、議会は1度もそれを相手にしませんでした。そういった前例があります。でもそれは深く言いません。それともう1点、他町の場合、他の自治体の事例で事例を申し上げます。糸島市で懲罰3回、議員辞職2回を受けた議員がおられますが、その方がその後の発言で、やはり町のいろんなこの問題、不正を追及してる中で、犯罪行為という言葉を使ったんですよ。それは会議録残ってます。私も持ってます。しかしそのことは議長から後でちょっとそれは言い過ぎじゃないかというふうなことをたしなめただけで、何も罰は受けておりません。そういった事例がある。それが何ゆえ私の場合、私自身は実質・・・行為、かぎかつこ付きの・・・行為というふうな言い方をしてそれがこういう扱いを受けるのか、これは不当、納得がいかないというのがまずは1点。そしてもう1点が、「議会の懲罰ってなあに？」というこの京都府のある自治体の議員だった方が書かれた本、これを私勉強のためにということで議会勧めましたそして半数の議員の方が購入されている。それからしましたら、こういった類いの発言というのは、これは不当だという流れがある。それからしたらやはり今回は不当ではないかと思いますが、以上でございます。

以上が私の弁明といたします。不当と思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

本件は、久山町議会委員会条例第5条の規定によって、懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

事務局長名簿の配付をお願いいたします。

〔事務局長 名簿配布〕

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

懲罰特別委員会は8名とし、委員の選任については、久山町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、懲罰特別委員会の委員は8名とし、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とし、懲罰特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開時間は改めてお知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時20分

再開 午後2時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に懲罰特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長久芳議員、副委員長清永議員。以上のとおりです。

佐伯議員の入場を許します。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時42分